



財務省告示（仮訳）

件名 国税法に基づく法人所得税納付申告期限の延長

1977年投資奨励法に基づく投資奨励を取得した会社又は法人パートナーシップの多くが法人所得税の申告及び納税を正しく行っていない。その理由は、複数の投資奨励取得プロジェクトを有しながら、2009年2月13日付の税務審査委員会判決第38/2552号、件名「投資奨励取得事業の損失を法人所得税免除期間後に生じた純益から控除する場合の法人所得税」に基づき、投資奨励事業の純損益を求めるために、同一会計期間における各プロジェクトの収支を計算に含めていないためである。

財務大臣は、会社又は法人パートナーシップが投資奨励取得事業の純損益を求めるために、同一会計期間における各プロジェクトの収支を計算に含めていないのは、他の政府機関と差異がある判決を順守したためであり、脱税の意図はないと判断した。そこで、国税法第3条の8の第2節に基づき、以下の基準、方法、条件に従い法人所得税の納付申告期限を延長し、税金還付申告期限を延長することを許可する。

1. 本告示に基づき法人所得税の納付申告期限及び税金還付申告期限を延長する権利を得る会社又は法人パートナーシップは、以下のいずれかの種類に該当すること。

- (1) まだ審問召喚状を発行されていない会社又は法人パートナーシップ
- (2) 審問召喚状を発行されているが、まだ法人税の査定通知又は納付命令を受けていない会社又は法人パートナーシップ
- (3) 法人所得税の査定通知又は納付命令を受けている会社又は法人パートナーシップ
- (4) 法人所得税の査定通知又は納付命令を受けており、不服申立審査委員会又は裁判所に不服申立中の会社又は法人パートナーシップ

2. この法人所得税納付申告期限の延長は、投資奨励取得事業の純損益を求めるために、2009年2月13日付の税務審査委員会判決第38/2552号、件名「投資奨励取得事業の損失を法人所得税免除期間後に生じた純益から控除する場合の法人所得税」に基づき、同一会計期間における各プロジェクトの収支を計算に含めていない会社又は法人パートナーシップの問題のみに適用する。

3. 会社又は法人パートナーシップが査定官の査定に対して不服申立審査委員会又は裁判所に不服を申立てている場合は、当該の会社又は法人パートナーシップが不服申立審査委員会に不服申立の取下げを申請するか、裁判所に告訴の取下げを申請すること。複数の問題について不服申立又は告訴を行い、不服申立審査委員会又は裁判所がそれを許可又は承認している場合は、投資奨励取得事業の損失の適用問題に限定した不服申立又は告訴の取下げを申請すること。

4. 本告示により利益を得る会社又は法人パートナーシップは、2016年6月15日から2016年8月1日までに法人所得税の納税申告を行い、申告書の提出と共に税金を納付すること。その場合、当該の会社又は法人パートナーシップが罰金又は追徴金を支払う必要はない。

5. 会社又は法人パートナーシップが法人所得税、罰金、追徴金を支払っており、かつ国税法の第27条の3に基づく還付請求期限が過ぎている場合は、罰金、追徴金の還付請求期限を2016年8月1日中まで延長する。

2016年6月16日告示

(Mr. アピサック・タンティウルアン)

財務大臣

注意：本告示は、タイ財務省の告示（タイ語）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、必ず原文もご確認ください。